# Jリーグ加盟を標榜するクラブに対する優遇措置 実施要項(改訂)

# 〔主旨・目的〕

本要項は、Jリーグ加盟を標榜するクラブがJリーグ入りするまでの期間短縮の措置として「Jリーグ準加盟」を承認された地域リーグ2部以下の所属クラブを対象とした 2011 年度における優遇措置である。なお当該措置は、Jリーグのチーム数がリーグ枠にほぼ達したことにより、本年度を持って廃止とする。

# [優遇措置]

◆ 本優遇措置の適用をJFA理事会において承認されたクラブは、当該年度の全国地域リーグ決勝 大会への参加が認められる。

### [優遇措置の適用条件]

- Jリーグ準加盟クラブとして認定されていること。
- 地域リーグ2部リーグ以下の所属クラブであること。
- クラブ所在地の自治体首長からクラブに対する「ホームタウンとしての受け入れ、支援する」旨の 承諾書を受領していること。
- 競技力が地域リーグ上位もしくは JFL 下位の競技力と同等と認められること。また優遇措置を受けるに値するクラブとして競技面、および運営面でリスペクトされるよう努めること競技力においては該当年における、全国社会人サッカー選手権大会地域予選、地域リーグ2部または都道府県リーグ、都道府県選手権(天皇杯予選)の成績、および該当年以外の過去 2 年間の公式試合の成績において勘案される。
- 本優遇措置が利用できるクラブは、「1」枠とし、複数のクラブが申請した場合は、審査のうえ、 条件をより充分に満たしたクラブをJFA理事会に推挙する。
- 本優遇措置は 2011 年度限りの措置とする。適用を受けたクラブは以後何等の権利を有しない。

# [優遇措置の審査組織メンバー]

田中道博(常務理事·事務局長) 植田昌利(常務理事·競技会委員会第1種大会部会長) 桑原勝義(JFL 理事長) 加賀山公(事業部長)、

#### [申請方法]

- クラブは当該年度の下記期日までに、以下の書類により申請を行う。
  - ▶ 申請締め切り 2011年6月30日木曜日
  - ▶ 申請書(様式-1)自治体首長の支援承諾書(様式-2)
  - ▶ Jリーグ準加盟申請時に提出した資料一式(写し) (過年度に申請の場合には最新の情報に更新したもの)
  - ▶ 当該年を含めた過去3年間の公式試合、トレーニングマッチ等の戦績
  - ▶ [送付先]

〒113-8311 東京都文京区サッカー通り(本郷 3-10-15) JFA ハウス 財団法人日本サッカー協会 事業部 優遇措置審査 担当宛 TEL: 03-3830-1809/FAX: 03-3830-2005)